

議案第 5 号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 0 条第 1 項第 1 号中「で年齢 1 8 歳未満の者」を削り、「又は精神障害者」の次に「（以下「身体障害者等」という。）」を加え、「で当該身体障害者」を「で、当該身体障害者等」に、「若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「等」に改め、同条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者等又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。